工事監理業務委託契約書(案)

1 委 託 業 務 名	(仮称)西信達義務教育学校等整備事業に係る工事監理業務委託
2 対 象 工 事	(仮称) 西信達義務教育学校等整備事業
3 工 事 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
4 委 託 期 間	令和 年 月 日から工事目的物引渡日まで
5 委 託 金 額	百万 千 円 ¥ □
うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額	百万 千 円 ¥ 1
6 契約保証金	納 付 ・請負代金額の100分に10に相当する額以上担 保 ・泉南市財務規則第126条による免 除 ・泉南市財務規則第127条第1項第() 号による
7 適用除外条項	

上記の委託業務について、発注者と受注者は、令和7年●月●日付(仮称) 西信達義務教育学校等整備事業基本契約書(以下「本件基本契約」という。)における工事監理業務に関して、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項(適用除外条項は上記7のとおり)によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

印

発 注 者 住 所 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号

名 称 大阪府泉南市

代表者 泉南市長 山 本 優 真 印

受 注 者 住 所

名 称

代表者

- 第1条 発注者及び受注者は、本件基本契約及びこの契約書(頭書を含む。以下同じ)に基づき、入札説明書、その付属書類(要求水準書、落札者決定基準、様式集等及び入札説明書とともに公表された資料(その後の変更を含む)並びにこれらの図書に係る質問回答書をいう。)、受注者が発注者に提出した提案書及び本件基本協定に定める設計企業が作成する設計業務の成果物(以下これらを合わせて「入札説明書等」という。)並びに本件基本契約に定める内容に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び入札説明書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
 - 2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、発注者は、その委託金額を支払うものとする。
 - 3 発注者は、その意図する業務を完了させるため、業務に関する指示を受注者又は第9条に定める受注者の 管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に 従い業務を行わなければならない。
 - 4 受注者は、本件基本契約、この契約書若しくは入札説明書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
 - 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
 - 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、入札説明書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
 - 8 この契約書及び入札説明書等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法 (明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
 - 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停(第47条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される 調停人が行うものを除く。)の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所と する。
 - 11 受注者が設計共同体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を設計共同体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
 - 12 この契約が、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の3の3の対象となる契約である場合、同 条第1項各号に掲げる事項は、この契約書の頭書及び他の条項によるほか、別紙「建築士法第22条の3の 3に定める記載事項」に記載するものとする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。
 - 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する 指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記 載し、これを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に 記録するものとする。

(業務計画書の提出)

- 第3条 受注者は、入札説明書等に基づいて業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。
 - 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対してその修正を請求することができる。
 - 3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は入札説明書等が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務計画書の再提出を請求することができる。
 - 4 業務計画書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
 - 一 契約保証金の納付
 - 二 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
 - 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
 - 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
 - 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、 委託金額の100分の10以上としなければならない。
 - 3 第1項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証 金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約 保証金の納付を免除する。
 - 4 委託金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託金額の100分の10に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - 2 受注者は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

- 第6条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 2 受注者は、発注者の承諾なく、この契約を履行する上で得られた設計図書等(業務を行う上で得られた記

録等を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(一括再委託等の禁止)

- 第7条 受注者は、業務の全部を一括して、又は入札説明書等において指定した部分を第三者に委任してはならない。
 - 2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者に対して、その者の商号又は名称その他必要な事項を通知し、発注者の承諾を得なければならない。
 - 3 前項の規定により業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合において、受注者は、指 名停止措置を受けている者及び入札参加除外措置を受けている者並びに第33条第1項第10号アからオの いずれかに該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
 - 4 受注者が入札参加除外措置を受けた者又は第33条第1項第10号アからオのいずれかに該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
 - 5 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

(個人情報の取扱い)

第7条の2 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(監督職員)

- 第8条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。
 - 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、入札説明書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - 一 発注者の意図する業務を完了させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示
 - 二 この契約書及び入札説明書等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - 三 この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議
 - 四 業務の進捗の確認、入札説明書等の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査
 - 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
 - 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
 - 5 この契約書に定める書面の提出は、入札説明書等に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(管理技術者)

第9条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、委託金額の変更、履行期間の変更、委託金額の請求及び受領、第10条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

- 第10条 発注者は、管理技術者又は受注者の使用人若しくは第7条第2項の規定により受注者から業務を委任された者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を 受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由 を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を 受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第11条 受注者は、入札説明書等に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

- 第12条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」とい
 - う。) の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、入札説明書等に定めるところによる。
 - 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
 - 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 4 受注者は、入札説明書等に定めるところにより、業務の完了、入札説明書等の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
 - 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、 発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなけ ればならない。

(入札説明書等と業務内容が一致しない場合の履行責任)

第13条 受注者は、業務の内容が入札説明書等又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督職員がその履行を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者

は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたとき は必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

- 第14条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直 ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。
 - 一 入札説明書等が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)。
 - 二 入札説明書等に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 入札説明書等の表示が明確でないこと。
 - 四 履行上の制約等入札説明書等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - 五 入札説明書等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
 - 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められると きは、発注者は、入札説明書等の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 5 前項の規定により入札説明書等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(入札説明書等及び指示の変更)

第15条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、入札説明書等又は業務に関する指示(以下この条及び第17条において「入札説明書等及び指示」という。)の変更内容を受注者に通知して、入札説明書等及び指示を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

- 第16条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を 一時中止させることができる。
 - 2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託金額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

- 第17条 受注者は、入札説明書等及び指示について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき入札説明書等及び指示の変更を提案することができる。
 - 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、入札説明書 等及び指示の変更を受注者に通知するものとする。
 - 3 発注者は、前項の規定により入札説明書等及び指示が変更された場合において、必要があると認められる ときは、履行期間又は委託金額を変更しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

- 第18条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないと きは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。
 - 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、委託金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

- 第19条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に 請求することができる。
 - 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
 - 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、委託金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

- 第20条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日 以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
 - 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日(第18条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(委託金額の変更方法等)

第21条 委託金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日 以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が委託金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する 必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(一般的損害)

第22条 業務の完了の前に、業務を行うにつき生じた損害(次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。) については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(入札説明書等に定めるところにより付された 保険によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発 注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第23条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。
 - 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額(入札説明書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
 - 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(委託金額の変更に代える入札説明書等の変更)

- 第24条 発注者は、第13条から第19条まで、又は第22条の規定により委託金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、委託金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて入札説明書等を変更することができる。この場合において、入札説明書等の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
 - 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の委託金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

- 第25条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
 - 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による 通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、入札説明書等に定めるところ により、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の合否結果を受注者に通知しなければならな

V

- 3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が業務報告書の引渡しを申し出たとき は、直ちに当該業務報告書の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該業務報告書の引渡しを委託金額の支払いの完了と 同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければ ならない。
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに履行して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、履行の完了を業務の完了とみなして前4項の規定を準用する。

(委託金額の支払い)

- 第26条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、委託金額の支払いを請求することができる。
 - 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に委託金額を支払わなければならない。
 - 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分払)

- 第27条 受注者は、業務の完了前に、出来形部分に相応する委託金額相当額の10分の9以内の額について、 次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、履行期間中 1回を超えることができない。
 - 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分の確認を発注者に請求しなければならない。
 - 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、入札説明書等に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。
 - 4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
 - 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。 この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から30日以内に部分払金を支払わなければならない。
 - 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の委託金額相当額は、発注者と受注者 とが協議して定める。ただし、発注者が第3項の通知をした日から10日以内に協議が整わない場合には、 発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額≦ 第1項の委託金額相当額× (9/10)

7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び 第6項中「委託金額相当額」とあるのは「委託金額相当額から既に部分払の対象となった委託金額相当額を 控除した額」とするものとする。

(債務負担行為又は継続費に係る契約の特則)

第27条の2 債務負担行為又は継続費に係る契約(以下「債務負担行為等に係る契約」という。)において、 各会計年度における委託金額の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

令和 年度 円

令和 年度 頭書委託金額から前会計年度までの支払金額を控除した額

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和 年度 円

令和 年度 円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更 することができる。

(債務負担行為等に係る契約の部分払の特則)

- 第27条の3 債務負担行為等に係る契約において、前会計年度末における委託金額相当額が前会計年度までの 出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額について部分払を請求す ることができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期 以前に部分払の支払いを請求することはできない。
 - 2 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

令和 年度 回

令和 年度 回

(第三者による代理受領)

- 第28条 受注者は、発注者の承諾を得て委託金額の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
 - 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第26条又は第27条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(部分払金の不払いに対する受注者の業務中止)

- 第29条 受注者は、発注者が第26条又は第27条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。 この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
 - 2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは 履行期間若しくは委託金額を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼした ときは必要な費用を負担しなければならない。

(債務不履行に対する受注者の責任)

- 第30条 受注者がこの契約に違反した場合、その効果がこの契約に定められているもののほか、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて履行を請求し、又は履行の請求とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償については、受注者がその責めに帰すべからざることを立証したときは、この限りではない。
 - 2 前項において受注者が負うべき責任は、第25条第2項又は第27条第3項の規定による検査に合格した ことをもって免れるものではない。
 - 3 第1項の規定による履行又は損害賠償の請求は、第25条第3項又は第4項の規定により工事監理業務が 完了した日から本件建築物の工事完成後2年以内に行わなければならない。ただし、その違反が受注者の故 意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求をできる期間は、工事監理業務完了の日から10年とす る。
 - 4 発注者は、工事監理業務の完了の際に受注者のこの契約に関して違反があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該履行の請求又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその違反があることを知っていたときは、この限りでない。
 - 5 第1項の規定は、受注者の契約違反が入札説明書等の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により 生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であるこ とを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(発注者の任意解除権)

- **第31条** 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条、第33条、又は第34条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
 - 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

- 第32条 発注者は、泉南市財務規則(昭和59年3月22日規則第4号)第129条に定めるもののほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (2) 履行期間内に業務を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みが明らかにないと認められるとき。
 - (3) 管理技術者を配置しなかったとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- **第33条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 第5条第1項の規定に違反して、この契約から生じる業務委託料債権を譲渡したとき。

- (2) 受注者の債務の全部の履行が不可能であるとき。
- (3) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 受注者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を 明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約を した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に、この契約から生じる業務委託料債権を譲渡したとき。
- (8) 第36条又は第37条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 第7条第4項の規定により、発注者から委任又は下請契約の解除を求められた場合において、受注 者がこの求めに応じなかったとき。
- (10) 受注者(受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又は その支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)を代表するものをいう。) 又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的 又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められると き。
 - ウ 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力 団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
 - エ 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を 有していると認められるとき。
 - オ 第7条第2項の規定により第三者に委任し、又は請け負わせようとするときの契約にあたり、その 相手方がアからエに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認めら れるとき。
- **第34条** 発注者は、この契約に関し、受注者が、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」 という。)第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
 - (2) 独占禁止法第7条第1項若しくは同条第2項(同法第8条の2第2項及び同法第20条第2項において準用する場合を含む。)、同法第8条の2第1項若しくは同条第3項、同法第17条の2又は同法

第20条第1項の規定による排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受けたとき。

- (3) 独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を受けたとき、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同条第10項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (4) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき(受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当すると認められ とき。
- (6) 第7条の規定に違反したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第35条 前3条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前3条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第36条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

- 第37条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 第15条の規定により設計図書を変更したため委託金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第16条の規定による業務の中止期間が履行期間の2分の1 (履行期間の2分の1が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第38条 前2条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第39条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第27条に規定する部分払い部分については、この限りでない。

(解除に伴う措置)

第40条 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品

等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失 又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなけれ ばならない。

- 2 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第32条、第33 条、第34条又は第41条第3項によるときは発注者が定め、第31条、第36条又は第37条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 3 業務の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者 が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

- **第41条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
 - (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - (2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第32条、第33条又は第34条の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
 - 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、委託金額の100分の10 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第32条、第33条又は第34条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
 - 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の 規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154
 - 号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225
 - 号) の規定により選任された再生債務者等
 - 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
 - 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の遅滞料の額は、委託金額から第37条の規 定による部分引渡しに係る委託金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年8.25パーセントの割合で 計算して得た額とする。
 - 6 第2項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

- **第42条** 受注者は、この契約に関し、第1号から第4号までのいずれかに該当するときは、賠償金として、委託金額の100分の20に相当する額を、第5号に該当するときは、賠償金として、委託金額の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、又、業務が完了した後も同様とする。
 - (1) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。) に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止 法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同条第7項の4第1項の規定により納 付命令を受けなかったとき。
 - (3) 第34条第4号に規定する刑が確定したとき。
 - (4) 第34条第5号に該当したとき。
 - (5) 第34条第6号に該当したとき。
 - 2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償金の額を超える場合には、受 注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 3 前2項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して前2項の額を発注者に支払わなければならない。

(受注者の損害賠償請求等)

- **第43条** 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
 - (1) 第36条又は第37条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
 - 2 第26条第2項及び第27条第5項の規定による委託金額の支払いが遅れた場合において、受注者は、未 受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求す ることができる。

(相殺)

- **第44条** 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、委託金請求権及びその他の債権と相殺することができる。
 - 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足 額を支払わなければならない。
 - 3 第1項の場合において、充当する金銭債権の順序は、発注者が指定する。

(保険)

第45条 受注者は、入札説明書等に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(紛争の解決)

- **第46条** この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人1名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とが折半し、その他のものは発注者と受注者とがそれぞれが負担する。
 - 2 前項の規定にかかわらず、管理技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を 委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、 第10条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行っ た後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなけれ ば、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停の手続きを請求することができない。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法(平成8年法律第109号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停の申立てを行うことができる。

(疑義等の決定)

第47条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書に関して疑義が生じたときは、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

建築士法第22条の3の3に定める記載事項 (建築工事監理業務の場合)

入札説明書等のとおり

対象となる建築物の概要

【資格】:(

業務の種類、内容及び方法	入札説明書等のとおり
工事と設計図書との照合の方法	入札説明書等のとおり
及び工事監理の実施の状況に関	
する報告の方法	
建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
区分(一級、二級)	() 建築士事務所
開設者氏名(法人の場合は開設	
者の名称及び代表者氏名)	
工事監理に従事することとなる類	建築士・建築設備士
【氏名】:	
【資格】: () 建築士 【登録番号】
【氏名】:	
【資格】:() 建築士 【登録番号】
(建築設備の工事監理に関し意見	見を聴く者)
【氏名】:	

※従事することとなる建築士が構造設計及び設備設計一級建築士である場合にはその旨記載する

) 建築士

(注) 契約後に本様式に変更が生じる場合には、契約変更の対象となるため、速やかに報告すること

) 設備士 【登録番号】

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を 害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(個人情報管理体制の報告)

第2 受注者はこの契約の締結後、速やかに個人情報の管理体制について発注者に報告するものとする。また、管理体制に変更があった場合も速やかにその報告をするものとする。

(秘密の保持)

第3 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が完了し、 又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

- **第4** 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を 達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならない。
 - 2 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から 収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、発注者の承諾があるときは、こ の限りでない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、 又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第6 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、減失又は棄損の防止その他の個人情報の適正な管理のために、個人情報の管理に関する責任者及び作業現場の責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供された 個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託)

第8 受注者は、発注者の承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は発注者が受注者に求

める個人情報の保護に関する必要な措置と同様の措置を当該第三者に講じなければならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了委後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(請負業務従事者への周知及び指導監督)

- **第10** 受注者は、この契約による事務に従事している者に対して、次の事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理体制が図られるよう、必要かつ適切な指導監督を行わなければならない。
 - (1) 在職中及び退職後においても当該契約に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと
 - (2) 前号に違反した場合は泉南市個人情報保護条例(平成19年泉南市条例第3号)上の罰則規定に基づき 処罰される場合があること
 - (3) その他この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の保護に関して必要な事項

(実地調査)

第11 発注者は、必要があると認めるときは、受注者がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

(事故発生時における報告)

第12 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注 者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(指示)

第13 発注者は、受注者がこの契約による事務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取り 扱いが不適当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 発注者は、受注者が特記事項の内容に反していると認めたときは契約の解除又は損害賠償の請求をする ことができるものとする。